

過去の不服申立て事例

1 平成5年度

(1) 対象となった案件及び非開示となった部分

区民建設委員会会議録における「碑文谷6丁目違反建築物」に関する審議中の「発言委員名」の部分

(2) 不服申立人

平成5年6月4日に、区内在住のA氏が不服申立書を提出

(3) 区議会公文書公開審査会（当時の審査会名称、区議会情報公開審査会の前身）

・ 諮問 平成5年7月2日

・ 答申 平成5年9月1日

(4) 決定

平成5年9月1日に異議申立てを棄却

(5) 決定理由

答申では、「委員会会議録が要点筆記により作成されており、傍聴していれば理解できる、その場の雰囲気や発言内容の微妙なニュアンスなどを読み取ることが難しく、場合によっては発言委員に対して誤った認識や理解をもたれる恐れがある。このことが委員の自由な発言を拘束し、ひいては委員の公正又は適正な意思決定を著しく妨げることが、十分考えられるところである」とされました。

ただし、現在の会議録は全文筆記であること、また、発言委員名を含め全文を公表（ホームページ等）していることから、今後このようなケースは発生しないと考えられます。

2 平成19年度

(1) 対象となった案件及び非開示となった部分

平成18年11月11日に放送された平成17年度分の政務調査費に関する東京放送（TBSテレビ）の報道に対して、目黒区議会議長から同社の社長あてに報道の訂正を求める文書が送られた。この文書の中で区内在住のB氏及びC氏に関する情報が記載されている部分

(2) 不服申立人

平成19年11月27日に、B氏及びC氏双方から不服申立書が提出された。

(3) 区議会情報公開審査会

・ 諮問 平成19年12月17日

・ 答申 平成19年12月21日

(4) 決定

平成20年1月11日に異議申立てを棄却

(5) 決定理由

目黒区議会情報公開条例第9条第1号に該当（個人生活に関する情報であって、特定個人を識別される、又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの）に当たるものであるとされました。